

「教育を受ける権利」と職業訓練

—— 能力の問題によせて ——

佐々木 享

(専修大学経営学部)

I

1944年という第二次大戦の最中に、拘置所内から書き送った手紙のなかで中西功は、中国大陸から引き揚げてきた手に職をもたない平凡な主婦である妻・方子にたいして、繰り返し職業補導所へ通って技能を身につけて働きに出ることをすすめている¹⁾。「今後の方子の問題については、この際、思いきって飛躍して、神田の養成所に入り、製図工になりきるのも手だと思います。」(『死の壁の中から』63ページ)「いまの方子の問題——それは実に多面的でしょうが——の中心点は、子供の養育の問題ではなく、方子自身の自活化、独立化、などの生活方針の確立です。それさえ出来れば、他の問題——子供の問題も、当面の生活の問題も——自然に解決に向うと思います。」²⁾「とにかく、現在においても、将来においても方子は方子の発展進歩だけを考えればよいのです。子供があるから、何があるからなどというのは、一さい方子の発展と進歩を妨げる理由にはならないと思います。そして、それはまた結局において、真に子を養育するためにも必要なことです。」³⁾「その点で、具体的に生活の自立化の点でも大きな目で選択して下さい。私は発展性のある『技術』の基礎をもったものがよいと思います。」(64～66ページ)「何よりも、方子がすっかり元気を取り戻して居るので、安心しました。今の元気と気持でやって下さい。そして出来れば一日も早く基本的な技術を習得するよう何処かの養成所に入って下さい。——(それから、技術の習得は今のうちのことです。そのうちに駄目になります。その点、よく考えて下さい。)」(94～95ページ)「何よりも私の意見が全面的にうけ入れられて、うれしく思っている。横浜の補導所の方も決定が出たようで本当にうれしい。毎日、忙しく立ち働いて手も節くれ立ってきたとのこと、それが本当の人間の手だ。——方子の一生はこれからだ。完全に新発足だという気持で頑張ってください。十月一日からのにうまく許可が下りればよいが、五州君(弟、中学を出たあと機械工養成所に

学んだ——引用者、29ページ参照)らの本があるでしょうから、予備知識を養っておいて下さい。入所して友人が出来れば、日本で一人ぼっちの方子にとっては、それでやっと日本に落ちついた気になるでしょう。」(96ページ)「無事に入所でき、また早く卒業できそうで何よりです。」(108ページ)「練習に忙殺されている様子、うれしく拝見。」(109ページ)中西は、さらに、補導所の卒業をまじかに控えた妻に書いている。「とにかく、これからの方子の新しい生活に全幅の期待をかけています。それは単に仕事をするためじゃない。給料をとるためだけでもない。なおさら戦時の一時の必要のためでない。一生働くために、自分の人生をきたえるために、真の文化生活を獲得するためです。私は労働が必ずしみじみと教えるものがあると考えています。つよく生きて下さい。」(112ページ)

いささか長すぎるくらい引用したのは、公共の職業補導施設——今日の公共職業訓練校——のもつ意義と役割とが、まことに適格にとらえられているように思われるからである。ここには、ひとりの婦人が職業補導所に学ぶことによって「自活」「独立」することができるという展望がのべられている。そして「自活」「独立」するために学ぶことはさしあたっては子どもの養育の障害になるようにみえるかもしれないが、「結局において、真に子を養育するためにも必要なこと」だとされている。技術を身につけて働くことは「人生をきたえるために、真の文化生活を獲得するために」必要なのだと強調されている。

ところで、この中西の妻のようないったん家庭の主婦となった婦人をふくめて、一般の市民がある程度の技能を身につけるために学ぶことのできる公共的な職業補導施設は、じつのところ、そう以前からあったのではなく中西の手紙が書かれた5年ほどまえに、ようやく量的に拡大しはじめたばかりなのであった。

1921年に徒弟学校が実業学校に吸収されたあと、いくつかの努力にもかかわらず実業補習学校は技能養成を行

なうにたる内実をついに持たなかったから、わが国には技能養成を実施する公共的な教育訓練施設はほとんど皆無となった。技能の訓練は、もっぱら工場内で資本の手で行なわれることになったのである。（ここでは、筆者は、第二次大戦後の今日の事情を考察することを主眼としているので、明治以来の技能者養成制度の発展・変質の過程にさかのぼって考察する必要はないように思われる。）だから、1930年代の後半のわが国で公共的な施設によって職業補導が大々的に行なわれたことには、刮目すべき意義があった。しかしながら、この1930年代後半にはじまる公共職業補導が占める歴史的な意義については、研究史のうえでまだ安定した評価がなされていないように思われる。

II

筆者は1930年代の後半になって公共職業補導施設が社会的な制度の問題となし得る程に量的に拡充されはじめた事実、1938年の職業紹介法の全面的改正がこの公共職業補導施設拡充のみちを開いたことに注目しなければならぬと考えている²¹。このようなみかたは別のところでも指摘されているが²²、これについては、1930年代の前半に失業者が大量に生れた事態への対応策という面をみなければならぬとか、1930年代より以前から公共職業補導施設はあったのではないかという反論もある²³。しかしこれらの反論は、1930年代後半から、公共職業補導施設が社会的な制度として位置づけられるようになったという事態の本質をじゅうぶんにとらえていないといわなければならない。いま、このような異論の生れる公共的な職業補導施設の量的発展を中心に事実経過の概略をみると、1923年に東京市が鐘ヶ淵紡績株式会社の協力を得て、失業者の短期再教育を目的として職業補導会を設立したことがこの種の施設の嚆矢とされていることは周知のところである。ついで大正末期から昭和初期にかけて都市を中心として失業対策の一環として職業補導施設が漸次設けられるようになり、1932年現在の施設数は96所に達したが、その内訳は、「職業補導事業のみを行なうもの43所（うち30所は臨時施設の講習会）、授産施設と合わせ行なうもの53所」という状況であって²⁴、実態からいえば臨時的なものが多いだけでなく技能習得と同時に最低収入を補償しようとするいわゆる授産施設の性格が強く、社会的な技能教育施設というにはかなりの距離があったように思われる。このことは、96所の経営主体が、国立2、府県立4、市町村立21、公益団体立69となっていた²⁵ことからわかるように、等しく公共施設とはいってもその経営基盤は職業紹介法改正後の施設の

ような強固なものではなかったという面からも指摘できることである。

国家総動員法が成立した同じ1938年に職業紹介法が全面改正され、失業対策から一転して「労務ノ適正ナル配置ヲ図ル」企図のもとに、従来市町村立とされていた職業紹介所の事業（都道府県立は例外とされていた²⁶）は全面的に政府の管掌するところとなった。この改正職業紹介法第3条第一項「政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ応ジ職業補導等ノ他職業紹介ニ関スル事項ヲ行フモノトス」の規定によって、国営の職業補導施設が設けられることとなった。ここに職業補導施設の法的・社会的基盤が確立されるに至ったのである。この3年前から、東京府機械工業養成所など公的な技能教育施設が数か所に設立されていたことは知られているところであるが²⁷、改正職業紹介法の施行直後の1939年には96か所の（国営）職業補導所が新設され、そのほかに職業紹介所直営の職業補導施設が27か所、工業学校等他の施設に委託して実施する職業補導施設が41か所にのぼった²⁸。ここで注目しておくべきことは、「離職者」に対する訓練施設として設立されたこれら施設には、はじめからかなりの数にのぼる若年者の入所がみられただけでなく、1942年に転職者の勤労意欲向上のための国民勤労訓練所が設立されると、前記の職業補導施設は主として離職者のうちの青少年を対象とした訓練施設としての性格をもつようになったことである²⁹。ここに至って、公共職業補導施設は、同じく1938年頃から設立されはじめた都道府県の機械工業養成所（あるいは機械工訓育所）とともに——この機械工業養成所の数は全国に約40か所に及んだとされている³⁰——、青少年にたいする教育訓練機関としての性格を強くもつようになったのである。

こうして第二次大戦中につきつぎに設立された公共的な職業補導施設（職業補導所と機械工業養成所）の大部分は、第二次大戦後には公共職業補導所として再発足し、1958年の職業訓練法によって職業訓練所となり、1969年の職業訓練法全面改正によって職業訓練校となって今日に及んでいる。

III

公共職業補導施設の発生の経過を追って見たのは、今日の公共職業訓練施設の教育機関としての位置づけを明らかにするうえで必要と考えられたからである。

今日多くの人が「職業訓練」ということばで思いおこすのは事業内職業訓練であって、公共職業訓練を思いうかべる人は少ないであろう。かつて「事業内職業訓練に代表される職場を中心とする教育訓練の公共化」につい

て発言した岩下新太郎が「職業訓練は公共職業訓練と事業内職業訓練とに大別できるが、そのうち勤労青少年の職業訓練機関は事業内訓練で」という書き方をしているのは故なしとはしない¹¹¹（傍点は引用者）。じっさい、日本資本主義のもとでは明治末年以来工場内技能者養成制度は、終身雇用制や年功型賃金体系等々の要因とあいまって確実に社会的な制度の一環として定着したし、また職業訓練は企業の内部で行われるのが常態であると理解されて今日に至っている。しかしながら、今日においては、その事業内職業訓練を公共的なものとしなければならないという主張は、前記岩下のみならず研究者¹²²や労働組合運動のなかで¹³³⁻¹³⁵も決しては少くはない。このような主張の意味を吟味するためには、今日現に公共職業訓練制度が存在することの意味と同時に、社会的な制度としての公共職業訓練が1930年代後半に創出されたことの意義を問う必要があるように思われるのである。

1930年代の後半にドラスティックに展開される技能者養成政策の特色を最もよく示すものが、国家総動員法に基いて出された1939年の工場事業場技能者養成令であったことは比較的良好に知られている。この工場事業場技能者養成令による技能者養成という強力な施策と同時に公共的な職業補導制度が展開されたことは前述のとおりで、後者を見失ってはならないのではないかとするのがここで筆者の主張の一つである。ところで、この1938～39年に一連の施策が展開される少し前に、いわゆる熟練工論争なるものが一部の識者のあいだで行なわれたこともまた周知のところである。1937年前後のこの熟練工論争についての評価や理解もまたその後の施策の理解の仕方に関係してくるようと思われる。

いわゆる熟練工論争なるものの全体像をここで問う余裕はないが、広崎真八郎の整理するところでは、林内閣の伍堂商工大臣が熟練工養成の必要をとねたことを発端として、以来多くの関係省庁や関係団体・個人がこの問題について発言したことをさし¹⁶¹、国家総動員法による学校技能者養成令・工場事業場技能者養成令の発布に至って終息したものと理解されているごとくである。ところで1938～1939年に『科学主義工業』誌上で展開された「多能工か、単能工か」の論争は¹⁷¹⁻²⁷²、この熟練工論争の一部をなしているのであるが、これをもって熟練工論争の全体であるかのような理解がみられるのである。多能工か、単能工かという問題のたて方は、論争の本質を養成されるべき労働者の熟練ないし技能の質にあるとらえているのであるが、その典型を、大河内正敏・清家正・宮本武之輔・藤沢威雄・山内弘らを単能工の主張者に、山口貫一・大内経雄・隈部一雄・富塚清を多能工

の主張者に分類して「熟練工養成の目標上に於ける混乱としての多能工か単能工かの問題」を検討した木内蒼治にみることができる²⁸¹。このような分類は戦後においては山崎昌甫に引き継がれているが²⁸²、これは熟練工養成に関して「もっとも重要な事柄は、熟練工の『質』に関する問題である」という理解からは当然の帰結であった。いわゆる熟練工論争を、『科学主義工業』誌という視野からみる限りその主たる論点が「多能工か単能工か」という問題に限定されて展開されたことは事実と相違ないが、いわゆる熟練工論争の論点をそこに限定して理解することは事実と反するといわなければならないだろう。というのは、論争の口火を切った当の商工省がたてた熟練工養成策の要点は、「1、全国各地に国又は府県官の熟練工養成機関を設置すること、2、主要民間工場（主として重工業）に単独又は共同施設の養成機関を設置せしむること、3、重工業普通工場にそれぞれ必要以上の職工数を雇用せしめ熟練工の養成に当らしむ」というものであり³⁰¹、それはまもなく現実と化した公共職業補導所の創設（前記の1）と事業内訓練の拡充と義務化（2、3）をふくむものだったのであって、『科学主義工業』誌や木内・山崎らはいわゆる論争なるものをこの両方で養成すべき労働力の質だけにすりかえているらしいが強いのである。すなわち、商工省案が掲げた「国又は府県官の熟練工養成機関」においては、熟練工養成機関であるとしながらもその養成年限を中学卒業者は半年、高等小学校卒業者は1か年ないし1か年半などとしていたところに養成すべき熟練工の質をどうとらえるかという問題が胚胎したと考えられるのである。ほんらい評論されなければならないのは、一面では労働力の質であるとともに他面では公的な施設ではどのような労働力を養成すべきかということではなかったであろうか。

このようにみえてみると、この熟練工論争は、「結局この（多能工・単能工の）二つのものは両立すべきものと考えられた」ということで一応の結着がつけられたかのごとく理解されてはいるが³¹¹⁻³²²、むしろ本来の論点は未成熟であったといわなければならない。

IV

1930年代後半にほんらい研究されなければならない論点が未成熟におわったことは、そのまま、第二次大戦後の若干の研究者に尾をひいている。すなわち、筆者のみるところでは、1930年代後半に展開された技能者養成政策の意義は、いっぽうにおいて、工場事業場技能者養成令によって3年制の定型的技能者養成を重要産業の事業

主に義務づけたことによって大戦後の今日の定型的事業内職業訓練の原型を社会的な制度として創出したことにあり、他方で、徒弟学校の解消（実業学校への吸収）以来殆ど皆無となってしまった公的な技能教育機関を公共職業補導所として発足させて、今日の公共職業訓練校の原型たる社会的制度の基礎をつくりだしたことである。石原孝一『日本技術教育史論』（1962年）や隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史（下）』（1971年）がかかると理解を全く欠いていることは別の機会に詳述したとおりであるが³⁸⁹、同様のことは山崎の場合にも³⁹⁰指摘することができる。しかしながら、すでに戦前において、細谷俊夫が工場事業場技能者養成令によって定型的事業内職業訓練が著しく拡充されたことに「絶大な意義を見出す」とともに、これが事業内訓練であるという点に注目して「この技能者養成制度の成立を新徒弟制度の確立という点に於て特質づけ」ていた³⁴¹ことに注目することは必要である。そして細谷のぼあい、他方において、機械工養成所をふくむ公共職業訓練の制度が創出されたことについてはこれを「社会教育としての技術教育」ととらえていること³⁴²に、いっそうの注目ははらう必要があるであろう。というのは第二次大戦後の今日、筆者の知る限りの多くの社会教育研究者・社会教育の関係者は、しばしば事業内職業訓練と公共職業訓練との社会的な性格の相違に注目することもしないで、職業訓練一般を教育あるいは社会教育とは別のもものとみなすか、あるいは社会教育の一環だとしてもその中心からずっと遠いところにあるものとみなしているからである。職業訓練を教育とは別個のもものとみなすこのような見解は、ILOやUNESCOにみられるような最近の国際的な常識に³⁸⁹⁻³⁹²著しく背馳しているだけでなく、第二次大戦後のわが国の教育の根幹を据えた憲法・教育基本法の本質ともまた背馳するものといわなければならないが、この点で、教育基本法の制定を準備し、戦後の教育体系の根幹を形成するうえに大きな寄与をした教育刷新委員会（のち教育刷新審議会）の見解はむしろ細谷の見解の采譜のうえに立っているということができる。

日本国憲法と教育基本法における職業訓練の位置にかんする筆者らの見解の一端は別の機会に発表したことがあるので³⁷²、ここでは要点を指摘するにとどめる。まず憲法との関係でいえば、「生存権、幸福を追求する権利（日本国憲法第13条）は、社会生活のなかでは、一般に労働に参加することを通して実現される。したがって、（憲法26条にいう）教育権を生存権の文化的側面にとらえる見解それ自体が今日の段階においては重要な意義をもつことはいうまでもないが、生存権・幸福を追求する

権利が労働を通じて実現されることを考えるとき、労働権は『職業選択の自由』（営業権という意味でなく）をふくむものでなければならないと考えられるのであり、教育権をそのような意味での労働権を実質的に保障しようとするものだと理解するならば、その教育のなかには当然に職業訓練もふくむと解するのが至当である³⁸¹。このような意味で、社会主義国の憲法、たとえばソビエト社会主義共和国同盟憲法（第121条）、ポーランド人民共和国憲法（第61条）、1968年のドイツ民主共和国憲法（第25条）などが教育を受ける権利を明記した条項においてその権利が学校教育とともに職業訓練（職業技術教育）をうけることによっても保障されることを明記していることは周知のところであるが——その意味で社会主義国では教育と職業訓練との社会的性格のうえでの差別は基本的に解消されているといってもよいのであるが、資本主義国においても、たとえば1946年のフランス憲法の前文——その大綱は、1958年憲法にも踏襲されているとレオンはいつている——において、「国家は、教育、職業訓練および文化にたいする児童と成人の機会均等を保障する。無償にして非宗教な公共教育の編成はあらゆる段階をつうじて、これを国家の義務とする」と規定して³⁸⁹職業訓練の憲法上の位置づけを明らかにしていることは注目に値しよう。

ところで、筆者が特別に関心をもつのは、依田有弘が指摘しているように、教刷委で議論された教育基本法草案の社会教育に関する条項では、労働者にたいする職業技術教育が「社会教育の一つの重要な柱」として位置づけられていたことである⁴⁰⁰。すなわち、教育基本法の基本理念の検討と教育基本法の立案研究を主たる任務とした教刷委第一特別委員会が1946年11月15日の中間報告として提出した教育基本法要綱案には「教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない」という規定がふくまれていたのであるが、総会の審議を経てさらにその第一特別委員会は社会教育に関する原則的な事項の審議——依田の整理によれば、（a）社会が教育の場として非常に意味のあるものであり、社会教育は重要である、（b）国及び公共団体は、社会教育の施設を充実活用するなど社会教育の振興を図るべきだ、（c）学校を社会教育にも利用すべきだ、（d）社会の施設は教育のために活用されるべきこと、などの議論があり、特に（d）に関しては「社会の施設」の範囲について議論がなされている——をしたがそれをうけて社会教育の条項について審議した第七特別委員会が同年12月27日の第17回教刷委総会に提出した中間報告では、教育基本法に掲げるべき社会教育に関する事項としては

「国及び公共団体は教育の目的を達成するため、家庭及び学校における教育活動の外、あらゆる手段方法による教育の実施に努力しなければならない。／工場、事業場、其の他国民の勤労の場においてなされる教育の施設は国又は公共団体によって奨励せらるべきである。／新聞、出版、放送、映画、演劇、音楽その他の文化施設は教育的考慮の下に為されることが望まれる」と規定されていた。「工場、事業場」ということばにみられるように、教刷委の検討においては労働者にたいする社会教育が著しく重視されていたのである。その後若干の曲折を経て現行法ができあがるが、字句修正にかかわらず当初の精神が一貫して強調されていたことは、教基法の成立直後に同法の制定に深く関与した事務官らの手になる『教育基本法の解説』が、「勤労の場所において行われる教育とは、特に学校施設等においてなされる教育のほか、工場労働者は、その工場施設において、農業労働者は、その農村地域において、それぞれ現在の環境に即して必要な実際の知識や公民的教養を与えるために行われる教育であって、なかでも工場、事業場などにおける精神方面及び技能上の教育は、一日もゆるがせにできない。学校は、職業に対する基礎的教育をなすところとして、職場において、その職に必要な専門的教育が施されるような学校及び社会全体の組織が作られることが望ましい」とのべている⁴⁴⁾ことに示されている。教育基本法第7条についてのこのような理解はその後、教刷委によってさらにふえんされている。すなわち、第58会総会(1948年2月27日)で採択された第13回建議「労働者に対する社会教育」はその第一項で「労働者に対する社会教育としては、労働問題、並びに労働関係諸法規に関する理解の促進と職業的知識及び技術的熟練の修得と、更に社会的文化的教養を高め人格の陶冶を期する教育とを有機的総合的に実施すること」とのべ、職業訓練を労働者に対する教育の重要な一環として位置づけている。そして同建議の第三項は「労働者のための技能者養成所、見習工教室、組合学校等の教育施設に対しても、前記の趣旨の普及及徹底を図ること」と前述のことを重ねて指摘しているのである。当時、宮原誠一が現職教育を社会教育のスコープの最も重要なもののひとつと指摘している^{42)~43)}のも同様の観点に立っているものと解される。

V

こうしてみると、第二次大戦後の教育基本法制のもとでは、細谷のようなたんに公共職業訓練を社会教育ととらえる理解をこえて、事業内職業訓練をふくむ職業訓練全般を社会教育として把握するようになってきたよ

うに思われる。しかしながら、職業訓練全般を社会教育として把握しようとする考え方は、二つの面から大きくわい曲されあるいは後退することとなった。その一つでしかも最大の要因は、1948年7月28日に出された文部、労働両省の共同通達であった⁴⁴⁾。この通達それ自体は、さきの教刷委の第13回建議をうけて、文部省社会教育局と労働省労政局とのあいだで労働者の社会教育に関して行政上の分担を協議した結果を関係各方面へ伝えるという趣旨のものであった。これによって労働者に対する社会教育の行政的文部・労働両省による分割が公然化されることになった。ところで、教刷委の建議は両省の分担と協力に関する協議を要請していたのであったが通達は協力関係については何らふれていない。これが問題点の一つである。通達は行政上の管掌を分轄したに過ぎなかったのに、その後の事態の経過は、この通達があたかも社会教育(=文部省管轄)と社会教育でないもの(=労働省管轄)との区分をしたかのごとくに扱われるようになったことを示している。これは通達が両省間の分担のみにふれ、両省間の協力関係にふれていないことに関係しているとみなければならない。この通達以後の行政上の管轄にそくして(?)、社会教育関係者や社会教育研究者の多くが、労働省の所轄とされる職業訓練を教育ではないかのように扱う風潮が生れることになる。教育基本法を尊重しなければならないと主張する研究者においてすらこの傾向が強いことは、教刷委の一貫した主張を思いあわせるときに、まことに奇妙な現象だといわなければならない。

しかしながら、この通達がふくんでいる第二のいっそう重要な問題は、教刷委が両省間の協力関係の確立を求めていたにもかかわらず、文部省側においては学校教育局において、労働省においては労働基準局や職業安定局、婦人少年局において建議が提起している問題を検討した形跡がみられないことである。教刷委が職業訓練を社会教育の重要な一部とみなしているのに、公共職業補導は職業安定局の、事業内職業訓練(当時の用語では技能者養成)は労働基準局の所管だったのであるから、事実上、この通達は建議の趣旨を理解したものではなかったのである。教刷委の後身である教育刷新審議会は、のちに、「なお、技術教育については、格別の定めをみるに至らなかったが、学校内で行う職業教育は当然文部省が担当し、職場で行う現職教育は労働省が担当し、必要に応じて相互に連絡協力することに異議はなかったものようである」とのべているが⁴⁵⁾、前記建議の趣旨に照らしてみるならば官僚の怠慢はせめられて然るべきところであった。なお、この通達について、労働省側が「健

全中正な労働組合運動の発展」と労働関係の「平和的」調整を目標に掲げたことをもって労働者の社会教育が不振になった一因とする見解があるが、問題の一面を衝いてはいるものの建議の提起をうけての通達としてみるには不十分なものといわなければならない⁴⁶⁾。

公共職業訓練を社会教育とみなした細谷の見解をこえて事業内職業訓練をも労働者の社会教育の一環として把握しようとした教刷委あるいは教育基本法第7条の構想は、前記通達という施策の面からだけでなく、実態面からも齟齬を来し後退せざるを得なかった。公共職業訓練についていえば、それは、敗戦によって危機的な状態に陥った施設を再興して社会的な制度として定着させる政策が怠られたことに関係している。事業内職業訓練については、それは、資本の要請によってのみ実施されるという本来の性格に加えて、学習主体たる労働者あるいはその労働者を支える労働組合に職業訓練を教育としてとらえる自覚があまりに弱かったことが関係していた。1950年に事業場の附属教育施設の実態を調査した労働省が、事業主側からの回答率64.4%にたいして組合側のそれは15%という事実をまねにして、「組合側に年少者の教育に対する積極性がられない」としていた⁴⁷⁾のもこのような一面を示すものであった。学校形式の企業内養成教育の実態を調査した斉藤健次郎は、企業内の教育に共通する点は「社会からの隔離であり、人間形成や精神教育の面で公の学校教育と鋭く対立する。企業の学校づくりは、いわば「囲いこみ」であって、一般に言う学校教育の普及とは区別して考えなければならない」とのべている⁴⁸⁾。このばあいの「学校教育」は「教育」と置き換えてもさしつかえないところであろうが、企業内教育を民主化しようとする労働組合の努力がないのであれば斉藤の指摘するような事態はむしろ当然の帰結であったといわなければならない。

VI

1958年の職業訓練法制定によって、職安法によっていた公共職業補導所が公共職業訓練所となり労基法によっていた企業内技能者養成が事業内認定職業訓練となり、さらに国家技能検定制度が創設されるなど、職業訓練制度は労働力政策の一環として新しい局面に入った^{49)~50)}。1961年には学校教育法の一部改正によって高校教育と技能教育施設とが連携するみちが開かれた。この年の法改正とそれによる政令では連携しうる技能教育施設は3年制のものに限定されていたから、連携することができたのは実際には事業内認定職業訓練に限られた^{51)~52)}。この時期からわが国の労働組合もようやく職業訓練問題に

関心をもつようになってきた⁵³⁾。1960年代にはじまる労働組合の職業訓練へのとりくみとその運動の発展^{13)~15)}についてはここでは省略するが、注目すべきことは、職業訓練をうけることは労働者の権利だという自覚がたかまっていることである。そして最近では、企業内訓練においても教育基本法の精神は守られるべきだとする主張が労働組合の側から提起されたり、労働組合の要求によって自治体に追加訓練を実施させるというユニークなとり組みなどが現実のものとなっている⁵⁴⁾。また「公共的訓練施設を大幅に増設し、すべての労働者に訓練の機会を均等に与えること」という対政府要求が労働組合の政策要求の一つとして掲げられるようになってきた。こうして、まだまだ不十分なものではあるが、教育刷新委員会が教育基本法の制定やその後の社会教育の民主化をめざす活動のなかで高く掲げた理想を実現する努力が、学習の主体である労働者の側から緒につきはじめたのである。

職業訓練をうけることを「教育を受ける権利」の一環としてとらえる発想——総評・中立労連が1961年に開いた第2回職業教育研究集会のなかで指摘されるようになった——においては、「能力」の問題は主として「労働能力」の問題として現われる。たとえば総評が第2回職業教育研究集会に提出した基調報告では、「労働者は、その労働力を売らなければ生きていくことができない。労働力は、労働をするさいの肉体的な能力と精神的な能力とを総合したものである。だから、労働者が技術・技能を習得し、向上させることは、それらの能力をのぼし労働条件を維持、向上するのに大きな働きをする」とのべている⁵⁵⁾。このような意味の能力のうち、職業訓練においてとりわけ問題となるのは「技能」と称せられる能力である。職業訓練のばあいには、技能は、一定時間の訓練をうけるならば通常の間人ならば誰でも獲得することができるものと考えられている。職業訓練の教程が、高校や大学における単位制（履修時間と試験の結果との組み合わせによる）をとらずにもっぱら履修時間数を基礎として組織されているのもこのような考えに立っているからである。このような考え方は現行の技能検定制度にも採用されており、二級の技能程度の基準が「一般に熟練工といわれるもののうち、ようやく熟練工の段階に達したと認められるもの（下級の熟練工）が通常有すべき技能の程度、例えば3年制の認定職業訓練を修了した者で修了後2年程度の実務経験を経たものが通常有すべき技能の程度」とされており、一級の技能程度の基準も同様であって、具体的には「二級の技能検定後5年程度の実務経験を経た者が通常有すべき技能の程度」とされ

ていることなどがこれを示している⁵⁷⁾。もちろん、技能は、たんに実技能能力にとどまらず、「技能を習得し、発揮するために直接・間接に必要な関連学科等の知識も含まれる」とされており⁵⁸⁾、そのために職業訓練においても俗に座学を称する普通学科（全教修時間の1割前後）と専門学科（全教修時間の2割前後）とがふくまれており養成工科によってはこの時間がかかりのものもある。もちろん技能検定にも学科試験があるが、一般には学科3、実技7のウェイトで評定される。いずれにしても職業訓練にあっては技能の習得が主眼とされるから、一定時間の技能訓練をうけるかうけなないかの差が決定的にその技能程度を左右することになる。技能士の称号を取得しているか否かは別としても——というのはわが国ではまだ技能士の称号の有無が賃金水準の決定要素になっていないから、同一職種にあって技能を習得していないものは賃金その他の待遇のうえで不熟練工の扱いをうけることになる。冒頭に掲げた方子かもし補導所を経なければ不熟練工として働かなければならないことはみやすい道理である。技能を習得して自己の労働力の内実である能力を高めることは労働者の切実な関心事となるわけで、「職業訓練をうける権利」が日本国憲法26条一項のみならず、27条一項の労働権に基礎をもつといわれるゆえんである。

学校教育の場でしばしば問題とされると同様な意味での「能力」問題が職業訓練にないわけではない。冒頭の中西の手紙で「技術の習得は今のうちのことです。そのうちに駄目になります」といっていることは、方子も年をとると技能の習得がむずかしくなるという意味にもとれるし、戦局が敗勢に向うからそのうちに政府も補導所どころでなくなるという意味にもとれる。前者、つまりある年齢まででないで技能を習得することが精神的身体的に困難になるということはよくいわれてきたし、ある程度事実のようである。しかし、ある種の技能教育は中卒後すぐにはじめないとだめで、高卒からはじめたのではおそすぎるという数年前まで資本家やその番頭さんたちが主張していた言い分は、同一職種の訓練が中卒から高卒に変らざるを得なくなってきたという事実の前にくずれて去っている。

技能習得の方法とか技能習得と知的な学力の関係というようなより一般的な問題の解明は、ほとんど普遍的といってよい課題とされているだけでなく、中学校（あるいは高校）までにできあがった学力差が著しいために訓練に困難を来しているというかたちで、とくに公共職業訓練校で現われている。このほか、中卒者と高卒者あるいは若年者（養成訓練が多い）と中高年齢者（転換訓練

が多い）の混合訓練が多くの指導上の困難な問題を生んでいることも指摘されている。これらの問題について検討することは別の機会にゆずらざるを得ない。

注

- 1) 中西功『死の壁の中から——妻への手紙』、1971年
- 2) 拙稿「公共職業訓練と企業内訓練」、『専修大学人文科学研究月報』第28号（1973年1月）へ投稿中
- 3) 田沼肇、湯浅克孝、橋本三郎、佐藤徹、高島猛「シンポジウム・職業訓練と労働組合運動」、『労働・農民運動』第63号（1971年6月）、86～88ページ
- 4) 同上における湯浅・橋本の発言、同上誌、88ページ
- 5) 和田勝美『職業訓練の課題と方向』、1968年、15ページ
- 6) 川野温興『国営前の職業紹介事業』、1941年、45ページ
- 7) 隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史（上）』、1971年、276～278ページ
- 8) 同上書、309～312ページ
- 9) 同上書、315～316ページ
- 10) 和田、前掲書、16ページ
- 11) 岩下新太郎「中小企業における勤労青少年の教育的編成」、『教育学研究』第35巻、第1号（1968年3月）、34ページ
- 12) 田沼肇「その統一の前提と可能性」、『教育評論』1960年7月号、81～83ページ
- 13) 佐藤徹「職業訓練と労働組合運動」、『労働・農民運動』1972年6月号、96～99ページ
- 14) 「職業訓練の権利についての自覚の発展」、日本教職員組合編『中等教育問題の視点』第13号、1972年、41～71ページ
- 15) 拙稿「職業訓練——それをうける権利をめぐる」、小川利夫・永井憲一・平原春好編『教育と福祉の権利』、1972年11月、249～282ページ
- 16) 広崎真一郎『日本の労務管理』1941年、498～570ページ
- 17) 大河内正敏「生産拡充と熟練工の養成」、『科学主義工業』第2巻第7号（1938年12月）、2～14ページ
- 18) 宮本武之輔「生産拡充と単能工」、同上誌、第2巻第12号（1939年5月）、128～132ページ
- 19) 山口眞一「多能工養成の重要性」、同上誌、同号、133～138ページ
- 20) 北村孫盛「技術教育者の立場より」、同上誌第3巻第1号（1939年6月）、116～120ページ

- 11) 藤沢威雄「多量生産工法の採用と工員の養成」, 同上誌同号, 120~124ページ
- 12) 富塚清「多能と単能との問題」, 同上誌第3巻第1号(1939年7月), 114~122ページ
- 13) 松田竹太郎「機械工は多能工か単能工か」, 同上誌同号, 122~128ページ
- 14) 清家正「局限的職工・普遍的職工・専門的職工」, 同上誌第3巻第3号(1939年8月), 226~231ページ
- 15) 小池四郎「機械工に於ける国家観念」, 同上誌同号, 231~233ページ
- 16) 暉峻義等「熟練工養成の方策——工人養成の基本問題」, 同上誌第3巻第4号(1939年9月), 212~218ページ
- 17) 宮島清「熟練工養成の方策——労務者養成と工人教育」, 同上誌同号, 218~221ページ
- 18) 木内蒼治「日本に於ける技術水準と技術教育=技術者養成(三)」, 『教育』第8巻第5号(1940年5月)
- 19) 山崎昌甫「技術教育」, 海後勝雄・広岡亮蔵編『近代教育史』Ⅲ, (1956年), 290ページ
- 20) 広崎, 前掲書, 501ページ
- 21) 同上書, 530ページ
- 22) 隅谷三喜男編著, 前掲書, 279ページ
- 23) 細谷俊夫『技術教育』, 1944年, 274ページ
- 24) 同上書, 334~359ページ
- 25) 1962年12月11日に第12回ユネスコ総会で採択された「技術・職業教育に関する勧告」をみよ
- 26) 1962年6月27日にILO総会で採択された「職業訓練に関する勧告」(第117号) および拙稿「教育を受ける労働者の権利——有給教育休暇をめぐる」, 『教育』1972年12月号, 108~112ページをみよ
- 27) 佐々木享・依田有弘「憲法・教育基本法における職業技術教育の位置づけに関する研究(1)——Ⅰ, 日本国憲法における職業技術教育, Ⅱ, 教育基本法第7条の成立過程における職業技術教育の位置づけについて」, 日本社会教育学会第19回大会(1972年9月30日)に報告(プリント)
- 28) 同上, プリント, 3ページ
- 29) アントワヌ・レオン, 池端次郎訳『フランス教育史』1969年, 112ページ
- 40) 佐々木・依田, 前掲プリント, 6ページ
- 41) 辻田力・田中二郎監修・教育法令研究会著『教育基本法の解説』1947年, 104ページ
- 42) 宮原誠一『教育と社会』1949年, 180ページ
- 43) 同「社会教育の本質」, 同編『社会教育』1950年, 36ページ
- 44) 「労働者教育に関する労働省(労政局), 文部省(社会教育局)了解事項について」(1948年7月28日), 『近代日本教育制度史料』第27巻, 1964年, 305~306ページ
- 45) 教育刷新審議会編『教育改革の現状と問題——教育刷新審議会報告書』1950年, 268ページ
- 46) 碓井正久編『社会教育——戦後日本の教育改革10』1971年, 77ページ
- 47) 労働省婦人少年局年少労働課『事業場の附属教育施設について』1951年, 2ページ
- 48) 斉藤健次郎「学校形式の企業内養成教育について」, 『教育学研究』第29巻第4号(1962年12月), 43ページ
- 49) 労働調査協議会編『職業技術教育と労働者』1962年15~17ページ
- 50) 那須野隆一「職業訓練をめぐる諸問題」, 『季刊労働法』第43号(1961年12月), 93~107ページ
- 51) 那須野隆一「高校教育と事業内職業訓練」, 『月刊労働問題』1961年9月号
- 52) 原正敏「産学提携と技術教育」, 『教育学全集』12, 教育と社会, 1968年, 186~223ページ
- 53) 中込友美「職業技術教育と日本の労働組合」, 『日本労働協会雑誌』第63号(1964年6月), 16~24ページ
- 54) 拙稿「労働組合と企業内教育・職業訓練」, 『月刊労働問題』1972年11月号, 3~11ページ
- 55) 日本労働組合総評議会『総評はかく闘う, 1971』1971年, 205ページ
- 56) 総評合理化対策共闘会議・同組織部『第二回職業教育研究会討議要綱』1961年, 1ページ
- 57) 有馬元治『技能検定』1959年, 107~108ページ
- 58) 労働省職業訓練局編『職業訓練法——労働法コンメンタール8』1971年, 69ページ